

第 TH-1198267 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

受領証

株式会社DNPソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都品川区西五反田3-5-20 DNP五反田ビル

¥ 8,280-

但 東日本大震災義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成29年1月10日

日本赤十字社

社長 近衛忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

第 TH-1246644 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

受領証

株式会社DNPソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都品川区西五反田3-5-20 DNP五反田ビル

¥ 6,890-

但 東日本大震災義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成29年4月10日

日本赤十字社

社長 近衛忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

受領証

第 TH-1266968 号

株式会社DNPソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都
品川区西五反田3-5-20DNP五反田ビル

¥6,710-

但 東日本大震災義援金として

本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当しません。

上記の通り受領いたしました。

平成29年7月10日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081

受領証

第 TH-1283626 号

株式会社DNPソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都
品川区西五反田3-5-20
DNP五反田ビル

¥4,000—

但 東日本大震災義援金として

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当しません。

上記の通り受領いたしました。

平成29年10月10日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081